

令和5年泉北環境整備施設組合議会

第4回定例会 会議録

令和5年12月22日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和5年12月22日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第4回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	松本	善弘	君
3番	森	博英	君	4番	奥田	悦雄	君
5番	久保田	和典	君	6番	野田	悦子	君
7番	岡本	笑明	君	8番	村田	雅利	君
9番	井上	信久	君	10番	朝比奈	大貴	君
11番	原	重樹	君	12番	浜田	千秋	君
13番	遠藤	隆志	君	14番	小野林治三夫		君
15番	坂本	健治	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	由比	淳
会 計 管 理 者	近藤	眞理	総 務 部 長	月下	浩一
環 境 部 長	西田	尚史	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 長 事 務 局 長	渡邊	一午
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二
総 務 部 参 事 財 政 課 長 代 理	大西	英明	総 務 部 財 政 課 長 代 理 兼 監 査 事 務 局	加藤	勝英
総 務 部 参 事 総 務 課 長 代 理	北橋	孝司	環 境 部 次 長	松山	立幸

環境部次長	村上 則次	環境部次長	石川 晋一
環境部 環境事業課長 兼第1事業所長	西田 育生	環境部環境事業課 泉北クリーンセンター所長 兼課長代理	赤阪 和成
環境部 資源循環型社会推進課長	野井 昭彦	環境部 資源循環型社会推進課参事	小西 秀典

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課総務係長	辻 容稿
----------------	------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 監査報告第14号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年9月分) |
| 日程第 4 | 監査報告第15号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和5年10月分) |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部
を改正する条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2
号)について |
| 日程第 8 | | 議員派遣の報告について |

(午前10時0分開会)

○議長（坂本健治君） おはようございます。

議員各位におかれましては、師走を迎えまして、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和5年泉北環境整備施設組合議会第4回定例会にご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は15名、全員出席しております。令和5年泉北環境整備施設組合議会第4回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。

管理者の辻でございます。本組合議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

慌ただしい年の瀬を迎えまして、今年も余すところ僅かとなってまいりました。議員皆様方におかれましては、母市の定例会を終えられまして、大変お疲れのところ、本定例会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また、過日開催いたしました泉北環境クリーンフェスティバルにおきましては、大変お忙しい中ご臨席を賜りまして、心より感謝申し上げます。当日は約2,600人の市民の方々にご来場いただき、無事終了することができました。

さて、今定例会でご審議いただきます案件は、職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件、職員の給与に関する条例等の一部改正の件、令和5年度一般会計補正予算の件の合わせて3件でございます。いずれの案件につきましても、後ほど各担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長（坂本健治君） それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

3番 森博英議員、10番 朝比奈大貴議員のご両名をお願いいたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては本日1日と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第3、監査報告第14号及び日程第4、監査報告第15号の例月現金出納検査の結果報告について**は、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、本件につきましては、地方自治法第235条2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第5、議案第10号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件は、これまで未整備であった組合職員の介護休暇に関する制度について、国家公務員の制度に準拠した子の養育及び家族の介護をするための勤務時間の制限等を新たに設けるため、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第5条の2は、給与条例の略称規定を追加するものでございます。

次の第5条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を新たに

設けるものでございます。第1項では、小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために請求した場合の深夜勤務の制限を、6ページの第2項では、3歳に満たない子の養育のために請求した場合の時間外勤務の制限を、7ページにかけましての第3項では、小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために請求した場合の超過勤務の時間数の制限をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、7ページから8ページにかけましての第4項は、介護休暇を取得する職員について、前3項の規定を準用し、読み替える規定を定めるもので、次の第5項は、勤務の制限に関する手続その他の必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

続きまして、第8条は、休暇の要件を定めるものでございます。第1項では、職員の休暇に介護休暇及び介護時間を追加するもので、第5項及び第6項では、介護休暇の取得期間は、介護を必要とする継続する状態ごとに、3回を超えずかつ6か月を超えない範囲内とすることを定めるものでございます。

次の9ページの第7項では、介護時間の取得期間及び時間について規則で定めるとするもので、第8項では、勤務しない時間当たりの給与の減額規定を定めるものでございます。

続きまして、第9条は、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認について定めるものでございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りいただき、一番下段をお願いいたします。

この条例の附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

続きまして、4ページの第2項は、本組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第11条第2項中に、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例第8条第7項の規定による介護時間の文言を加えるものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定のとおり、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決いたしました。

○議長(坂本健治君) 次に、**日程第6、議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきましては、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本組合においても、組合職員、組合特別職の職員及び組合議会議員に支給する給与等に所要の措置を講じようとするものでございます。

今年度の人事院勧告につきましては、民間給与との較差を解消するため、給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げを行うものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第33条第2項では、職員の12月支給分の期末手当の率を100分の5引き上げ、100分の125とし、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の12月支給分の期末手当の率を100分の2.5引き上げ、100分の70とするものでございます。

続きまして、19ページ下段から20ページにかけての第34条第2項第1号では、職員の12月支給分の勤勉手当の率を100分の5引き上げ、100分の105とし、第2号では、定年前再任用

短時間勤務職員の12月支給分の期末手当の率を100分の2.5引き上げ、100分の50とするものでございます。

別表の給料表につきましては、人事院勧告に基づき改定するもので、ページが前後しますが、14ページから18ページにかけまして記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、20ページから21ページにかけましての第2条関係は、第1条で改正した組合職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第33条第2項では、職員の期末手当の支給率を100分の122.5に、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の68.75に改めるものでございます。

続きまして、第34条第2項第1号では、職員の勤勉手当の支給率を100分の102.5に、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の48.75に改めるものでございます。

21ページ下段から22ページにかけましての第3条関係につきましては、本組合特別職の職員の給与に関する条例及び本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、それぞれ第4条第2項で、特別職の職員及び組合議員の期末手当12月支給率を100分の10引き上げ、100分の230にそれぞれ改めるものでございます。

22ページ下段から23ページにかけましての第4条関係につきましては、第3条で改正した特別職の職員及び組合議員の期末手当の率を100分の225にそれぞれ改めるものでございます。

恐れ入ります。13ページにお戻りください。

この条例の附則でございしますが、第1項として、本条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の組合職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものとし、第3項は、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用するものとしてございます。

次の第4項は、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定により支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすとするものでございます。

次の第5項は、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるとするものとしてございます。

以上が泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、

説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。
質疑の発言はございませんか。

6番、野田議員。

○6番（野田悦子君） 6番、野田でございます。

今回提案されました議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について質問させていただきます。

まず、この議案の名前からなんですけれども、これ、職員だけではなくて特別職も議員も入っているのです、職員等とされない限りは、私たちのほうからしたら、これを賛成したというふうな扱いになるのではないかということなので、まずこの議案のほうの職員だけになっていることについてお聞きしたい、それが1点。もう一点が、これ、一般の職員の方のほうは、こちらのほうとそれから組合のほうとは妥結されているのかどうかの確認をさせていただきます。

その上で、今回、なぜ特別職、それから議員、これが一括上程されてきているのかということをお聞きしたい。というのは、私たちは、こちらの施設組合のほうは一部事務組合であり、それぞれに母市がございます。和泉市のほうでは一括であったように聞いておりますし、泉大津では会計年度任用職員も併せて4つの議案として上げられました。それぞれに賛否はありましたけれども、そういうふうな形で上がってきたということです。高石市のほうでは、一部上がってもこなかったというふうに聞いております。その中にありまして、今回のこの3市がやっている組合のほうのこの議案が一括で上がってきた。この上げてきた、一括にしたということの経緯、それから考え方についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本健治君） はい、答弁どうぞ。

○総務部総務課長代理（北橋孝司君） 総務課長代理の北橋でございます。議員のご質問についてご答弁申し上げます。

議案は、提案理由ごとに作成してございます。今回の条例改正におきましても、一般職、特別職、議員の違いはありますが、人事院勧告に伴い所要の措置を行うものでございまして、共通の理由であることから3条例を一括して提案したものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂本健治君） はい、答弁どうぞ。

○総務部次長（坂上 晃君） 総務部次長の坂上でございます。

労働組合との妥結につきましては、妥結しております。

以上でございます。

○議長（坂本健治君） 野田議員。

○6番（野田悦子君） 妥結されたことであるということで、職員のほうについては理解をいたしました。

その上で、一括上程にされたということで、これ、協議もされてということであるのかどうかということがまず問題ではないかというふうに思っています。人事院勧告というのは国家公務員に関してあり、それに基づいて、地方公務員それぞれがほぼほぼ、その上がったたり、下がったりを人事院勧告だけにされるのはどうかとは私自身としては思っておりますけれども、それによって変更があった。しかしながら、特別職、議員に関しましては、それが上がったから上げるという話ではないのではないかというふうに私は以前からずっと考えておりますので、母市のほうでも反対として討論をさせていただきました。

ですから、こちらのほうでも反対というふうにしたくても、一括で上げられた限りは一括でこちらのほうお答えをしなければいけません。今後、これを分けて来年度、それから、これから先、分けて上程するような検討をする予定はございますでしょうか。

○議長（坂本健治君） はい、答弁。

○総務部次長（坂上 晃君） 総務部次長の坂上でございます。

今後においても、人事院勧告への対応としましては、本件と同じ趣旨の内容となる場合には、先ほども申し上げた理由により、本件と同じ提案の方法とさせていただきたいと考えておりますが、組合市の動向等を見据え、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本健治君） 野田議員。

○6番（野田悦子君） 質問は以上にさせていただきますけれども、これが一括で上げてこられて、一つの議案として上がっている限りは、私たちはこの議案として取扱いをして、賛否を可決、否決していかなければいけない。これを強要されているわけですね。ということであれば、それぞれの3市の考え方、それから3市の状況の意思の示し方すらできないということがあると思います。今後に関しましては、これをどういう形で上げてくるのか、検討の今のところは、まだすぐに変えるというような話ではないけれども、母市のほうの状況を

見てというお答えをいただきました。ぜひとも母市のほうの状況を見ながら、今後検討していただきたいと思います。

私のほうとしましては、この後、これは一般の職員の方々の分も入っておりますので反対するつもりはございませんけれども、何としてもそういうふうな、私たちがそれぞれの市の市民の方々の負託を受けてこの場にいるということを考えていただいて、検討のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

13番、遠藤議員。

○13番（遠藤隆志君） 13番、遠藤です。

議長、質問のほうなんですけれども、今の野田議員と全く同じ趣旨の質問でありますので、もう質問を省略して要望だけ言わせていただいても構いませんか。

○議長（坂本健治君） はい、どうぞ。

○13番（遠藤隆志君） 大丈夫ですか。

先ほどの一括上程したということの答弁の中で、共通の理由であるということで3条例を一括で提案しているということはお聞きしたんですけれども、やはり人事院勧告の本来の趣旨に鑑みると、やはり一般職の給与等の改定、また、特別職と議員の期末手当の改定については、やはり個別に審査すべきであろうと私は考えておりますので、ぜひとも今後このようにまた上程される場合でありましたら、3条例を分割して提案していただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

13番、遠藤議員。

○13番（遠藤隆志君） 13番、遠藤です。

議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する人事院勧告、ただ、今回の条例改正については、人事院勧告に基づいて改正されるということは先ほどのあれで認識をいたしました。

そもそも人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法第14条に規定されている情勢適応の原則から、公務員一般職の給与その他の勤務状況の改善及び人事行政の改善に関する勧告の総称であり、我々議員や特別職に適用されるべきものではありません。

加えて、昨今の社会情勢を捉えたときに、様々な分野で国民の経済的負担が大きくなっており、食料品やエネルギー関連の物価高騰に対し、政府が行う賃金の引上げや物価高騰対策が全く追いついておらず、国民の政治不信は大きくなっていると言わざるを得ません。我々政治に携わる者は、国民に寄り添い、声に耳を傾け、施策に反映させていくことが求められており、今、どのような形であれ自らの報酬を引き上げるとは、国民の理解を得ることは到底できません。

人事院勧告の本来の趣旨のとおり、3条例を分割して提案する必要があると考えますが、残念ながら一括しての上程となっており、決して私も一般職の給与の引上げについては何ら反対するものではありませんが、本条例については我々議員と特別職の期末手当も含まれることから、議案第11号には反対といたします。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようでございますので、これで討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

賛成多数であります。お座りください。よって、議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第7、議案第12号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

はい、どうぞ。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第12号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度の予算執行状況を踏まえ、歳入歳出予算全体の増減調整を行うものでございます。

議案書の29ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,140万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,169万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条といたしまして、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条といたしまして、既定の地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出よりご説明申し上げます。40ページ、41ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、令和5年度の人事院勧告に伴い、期末手当を3万7,000円増額し、補正前の額671万1,000円を674万8,000円とするものでございます。

次の第2款総務費につきましては、38万7,000円を減額し、補正前の額1億7,084万2,000円を1億7,045万5,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、一般管理費の給料等人件費において、人事異動及び人事院勧告に伴う増のほか、使用料及び賃借料において、電算機借上料の契約差金による減等により1,517万円を減額するものでございます。

次の第3款し尿処理費につきましては、3,506万2,000円を減額し、補正前の額3億2,410万4,000円を2億8,904万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、需用費において、処理薬品の使用量及び契約差金による消耗品費536万9,000円の減のほか、委託料において、汚泥運搬処分業務委託料、生活環境影響評価及び都市計画図書作成業務委託料等の契約差金等により2,802万6,000円を減額するものでございます。

次の第4款ごみ処理費につきましては、1億8,408万4,000円を減額し、補正前の額35億

7,391万円を33億8,982万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

需用費において、事業系指定ごみ袋作成の契約差金、処理薬品の使用量及び契約差金等により消耗品費6,861万1,000円の減、委託料において、焼却灰及び松尾寺山最終処分場汚水運搬委託料等の契約差金等により3,774万円の減のほか、工事請負費において、泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事費の契約差金により7,952万円を減額するものでございます。

次の第5款下水道費につきましては、9万4,000円を増額し、補正前の額1,390万8,000円を1,400万2,000円とするもので、人事院勧告に伴い、給料等人件費を増額するものでございます。

次の第6款公債費につきましては、1,200万4,000円を減額し、補正前の額5億7,951万5,000円を5億6,751万1,000円とするもので、新発債における借入額及び借入利率の確定等により減額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。36ページ、37ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、歳出予算の減額分と歳入予算の増額分合わせて3億268万7,000円の減額となるもので、補正前の額20億9,607万4,000円を17億9,338万7,000円とするものでございます。

第2項負担金につきましては、し尿処理費の減額に伴い、忠岡町の負担金が95万9,000円減額となったもので、補正前の額2,389万4,000円を2,293万5,000円とするものでございます。

次の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、行政財産使用料の増により36万3,000円を追加し、補正前の額441万7,000円を478万円とするもので、第2項手数料につきましては、直接搬入ごみの減等により315万6,000円を減額し、補正前の額4億1,988万円を4億1,672万4,000円とするものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。

次の第3款国庫支出金につきましては、し尿処理事業補助金及びごみ処理事業補助金におきまして、事業費の減額等に伴い4,438万8,000円を減額し、補正前の額8億6,451万9,000円を8億2,013万1,000円とするものでございます。

次の第4款繰越金につきましては、前年度繰越金の充当により1億3,398万8,000円を追加し、補正前の額100万円を1億3,498万8,000円とするものでございます。

次の第5款諸収入につきましては、廃棄物発電収入において、発電量の減により3,096万

円の減、有価物売却収入においては、契約単価の上昇により4,169万3,000円の増、差引き1,073万3,000円を追加するもので、補正前の額4億7,391万9,000円を4億8,465万2,000円とするものでございます。

次の第6款組合債につきましては、起債対象事業費の変更に伴い2,530万円を減額し、補正前の額7億8,940万円を7億6,410万円とするものでございます。

恐れ入ります。32ページにお戻りください。

上段の第2表継続費補正でございますが、令和4年度から3か年事業の第3款し尿処理費における生活環境影響評価及び都市計画関係図書作成業務委託、また、大変恐縮ではございますが、ご配付いたしました正誤表にて訂正をさせていただきました令和5年度から2か年事業の汚泥再生処理センター発注仕様書作成等業務委託、令和4年度から2か年事業の第4款ごみ処理費における泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事におきまして、いずれも契約締結に伴い、それぞれの年割額を本表のとおり変更するものでございます。

続きまして、下段の第3表地方債補正でございますが、ごみ処理事業債の限度額を7億8,940万円から2,530万円減額し、7億6,410万円に変更するものでございます。

以上が令和5年度、泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

13番、遠藤議員。

○13番（遠藤隆志君） 13番、遠藤です。

議案第12号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本一般会計補正予算につきましては、先ほど議案第11号で審議をした議員と特別職の期末手当の予算が含まれておることから、本議案に対しても反対といたします。

以上です。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

他にないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

お座りください。

起立多数であります。よって、議案第12号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたします。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第8、議員派遣の報告について**であります。本組合議会会議規則第162条第1項のただし書の規定により、お手元にご配付しております議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申上げました案件につきまして、慎重審議の上、いずれもご可決賜り厚くお礼申し上げます。

議員皆様方には、本年1年を通じまして、組合行政に格段のご支援、ご協力を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも、正副管理者、職員が一丸となり、より効率的かつ効果的な組合運営に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の温かいご理解、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

これから寒さも一段と厳しくなってまいります。ご自愛をいただき、ご家族おそろいでよき新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げます。泉北環境整備施設組合第4回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

した。

○議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本年もあと僅かで新年を迎えることとなりますが、議員並びに理事者の皆様におかれましては、公私何かと多忙なことと存じますが、どうか健康にご留意されまして、よい年を迎えられますよう心からご祈念申し上げます。

それでは、これもちまして、令和5年泉北環境整備施設組合第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時37分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 坂本 健治

同 署名議員 森 博英

同 署名議員 朝比奈 大貴